

地域生活圏の形成促進について

国土審議会 地域生活圏専門委員会（令和6年10月～）

<委員>

(50音順、敬称略、◎は委員長)	
◎石田 東生	筑波大学名誉教授/学長特別補佐
宇野 重規	東京大学社会科学研究所教授
神田 佑亮	吳工業高等専門学校環境都市工学分野教授
越 直美	三浦法律事務所弁護士
櫻井 美穂子	国際大学国際経営学研究科准教授
田中 輝美	島根県立大学准教授/ローカルジャーナリスト
成田 智哉	ミーツ株式会社代表取締役社長/ 生活協同組合コープさっぽろ組織本部地域政策室室長
羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
原田 文代	株式会社日本政策投資銀行常務執行役員
松江 英夫	社会構想大学院大学教授/経済同友会幹事/ デロイトトーマツグループ執行役
水谷 香織	名古屋学院大学現代社会学部准教授/ パブリック・ハーツ株式会社代表取締役

<スケジュール>

- 第1回 10/9
- 地域経済WG 11/18
- 第2回 12/4
- 人材・コミュニティWG 1/16
- 第3回 2/5 論点整理に向けた検討事項の整理
- 第4回 3/19 論点整理



○第5回 5/28 とりまとめ

→ 6/13 国土審推進部会

→ 6/19 国土審本審 に報告

<関係機関>

内閣官房	国土強靭化推進室 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
内閣府	大臣官房 企画調整課 地方創生推進事務局 政策統括官（防災担当）付 民間資金等活用事業推進室
こども家庭庁 デジタル庁 総務省	長官官房 参事官（総合政策担当）付 国民向けサービスグループ 大臣官房 企画課 自治行政局 市町村課 地域力創造グループ 地域自立応援課
財務省 金融庁 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	大臣官房 政策金融課 総合政策局 総合政策課 大臣官房 政策課 政策統括官（総合政策担当）付 農村振興局 農村計画課 農村活性化推進室 経済産業政策局 地域経済産業政策課 地域産業基盤整備課 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課 商務情報政策局 情報経済課 商務・サービスグループ 参事官室 経営支援部 創業・新事業促進室 商業課
中小企業庁	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課 環境政策課 交通政策課 公共事業企画調整課 国土政策局 総合計画課【事務局】 地方政府課 地域振興課 不動産・建設経済局 不動産業課 都市局 総務課 まちづくり推進課 都市計画課 道路局 総務課 道路交通管理課 ITS推進室 物流・自動車局 物流政策課 住宅局 住宅戦略官付 観光戦略課 観光地域振興部 観光資源課 環境省 大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室 株式会社 民間資金等活用事業推進機構

国土審議会 地域生活圏専門委員会 取りまとめ(概要)

(1) 地域生活圏の捉え方

- ・市町村界を越えて日常の生活実感や経済活動のまとまりを有する圏域を「**地域生活圏**」と観念し、これからの地域社会の新しい**原単位**と捉える。
- ・**都市部と農山漁村部の一体的圏域の形成**を目指す。

(2) 地域の構想（ビジョン）と「場」づくり

民間事業者が中心となり、地元自治体・地域金融機関・大学等が連携して、**地域生活圏の圏域内で目指すべき姿の構想（ビジョン）**や具体的な事業の実施等の方向性を意思決定する「**場**」を構築。

(3) 事業の実施主体・事業計画

「社会性」と「経済性」の両立を図りつつ地域課題解決に取り組む、**民間事業者**（＝**ローカルマネジメント法人**）が、**プロジェクトごとに事業計画を策定**。

(4) 事業に対する国及び自治体の評価

当該事業の「**社会性**」（地域課題解決や生活関連サービスの持続性）を「**公共貢献**」と捉え、地方振興に資するものとして、事業計画を積極的に**評価する仕組みを構築**。

(5) ローカルマネジメント法人への支援の枠組み

①「**公共貢献**」の評価とインセンティブ措置

- ・民間事業等の「**公共貢献**」を国等が評価し、**事業に対する各種インセンティブ**（観光・空き地・空き家の活用を促進する補助金等の優先採択/土地・建物の利活用手続きの規制緩和/農山漁村の地域資源の利活用促進/地域の地場企業や大企業、スタートアップ企業等が事業参画しやすくなる税制優遇/新たな表彰制度の創設）を付与する支援の枠組みを検討し、**関係省庁等の予算制度と連携し、「**公共貢献**」に対するインセンティブ措置としてパッケージ化**。

②ファイナンス

- ・**公的資金を呼び水とした支援策**（地方創生に資する金融支援やファンド等の活用による民間投資の呼び込み）や、国による社会的インパクトの可視化に資する方策など**事業実施に必要な投資を呼び込みやすくする環境を整備**。
- ・投資家と事業実施主体とのマッチングやコーディネートを行う観点から、政府系金融機関、地域金融機関、民間の地方創生ファンド等も巻き込んだ**官民プラットフォーム**（＝**「地方創生ファンドプラットフォーム」（仮称）**）の創設。

③人材の育成・確保とコミュニティづくり

- ・プロフェッショナル人材の地方への環流促進、**二地域居住**の人材ニーズとのマッチング、産官学共創のコミュニティづくり（テストベッドやリビングラボなど）
- ・「**公共貢献**」につながる事業を構想できる**プロフェッショナル人材育成の地域のコミュニティとして、官民プラットフォーム**（＝**「地方創生人材育成プラットフォーム」（仮称）**）の創設。

④関係省庁と連携したワンストップ体制の構築等

- ・地域の現場に至るまで、地域生活圏の形成のための事業を実施しようとする**民間事業者や自治体などからの相談に省庁横断的にワンストップで対応できる体制の構築**。

⑤ソフト・ハードの**一体支援**

買い物、地域交通、医療などのサービスと社会資本整備について、支援対象期間等を含め、一体化的に支援。

⑥デジタル公共財の活用との連携

各種主体が保有するデータの共有化等

⑦社会資本の整備等との連携

上下水道機能の確保、グリーンインフラなど自然資本の活用等

(6) 「地域力を活かす」国土形成の理念の再構築（リデザイン）とその実践

- ・個々人が楽しく生き生きと安心して暮らし続けるために、「**共助**」の活動を通じた一人ひとりのつながりや**新たなコミュニティ**を生み出す関係性の連鎖により、**将来不安や孤独感を解消**。
- ・広域レベルの都市機能から地域のコミュニティ機能までの**重層的な生活・経済圏域が各階層間で相互に機能を補完**。
- ・政府は、まず**「官民プラットフォームの創設」（ファンド/人材）**に向けた検討に取りかかり、既存の予算事業等の利活用により、**ローカルマネジメント法人に対する実証支援、社会的インパクトの可視化に着手**。→その後、既存制度等を活用した概念実証も踏まえ、**新たな制度の再構築（リデザイン）**の検討を行う。

地域生活圏の形成に関するこれまでの取組と今後の検討

- 地域生活圏専門委員会のとりまとめ報告書（令和7年6月）を踏まえ、地域生活圏の形成に資する各種施策の実装に向けた検討を進めているところ、報告書の中で速やかに取りかかるべきこととされていた、「民間事業主体等がその実践に挑戦する取組への支援」として、先導的な取組に対する支援をこれまでに実施。
- 今後の対応として、先導的な取組に加え人材育成に対する支援を行うとともに、このほかに速やかに取りかかるべきこととされた、資金や人材を呼び込む環境整備として、「官民プラットフォーム(仮称)の創設」、「社会的インパクトの可視化」に向けて取り組む。

これまでに取り組んできたこと

- 先導的な取組に対する支援
(地域生活圏形成リーディング事業)



今後の対応（当面の取組予定）

- 先導的な取組と人材育成に対する支援
(地域生活圏形成リーディング事業)

- 官民プラットフォーム（仮称）の創設
(地域生活圏官民コンソーシアムの創設)
- 社会的インパクトの可視化に関する検討

資金や人材を
呼び込む環境整備

<参考 地域生活圏専門委員会とりまとめ報告書より抜粋>

(6) 「地域力を活かす」国土形成の理念の再構築（リデザイン）とその実践

○ ・・・新たな制度設計を待たずとも、POC（概念実証）の観点からも、スピード感を持っていち早く民間事業主体等がその実践に挑戦する取組を支援することも併せて検討を要する。

○ 政府が、本報告書を受けて今後の施策推進を目指す時間軸の観点では、まず速やかに取りかかるべきこととして、(5)③に掲げるファンド・人材育成等の官民 プラットフォームの創設に向けた検討が考えられる。また、関係省庁も含めた既存の予算事業等の利活用により、具体的な制度構築に先んじて、ローカルマネジメント法人に対する支援の事業推進や社会的インパクトの可視化に資する取組などに着手することが考えられる。

これまでの取組 地域生活圏形成リーディング事業(R7)

概要

地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に向けて、地域経営主体の育成の観点から、官民連携プラットフォーム（PF）が行う先導的な取組（全国17）の支援を実施。

■一次公募

① 北海道帯広市・音更町・幕別町・芽室町

【PF名】帯広圏官民連携プラットフォーム（代表：帯広市）

【事業名】帯広圏における公共交通と医療連携による移動サービス調査検討事業

② 北海道厚真町・むかわ町

【PF名】北海道共助型困りごと解決プラットフォーム協議会（代表：ミーツ株式会社）

【事業名】北海道共助型困りごと解決プラットフォームによる「くらしをつなぐ」共助モデル構築事業

③ 静岡県三島市・長泉町・神奈川県箱根町

【PF名】県境を超えた「産金官」が担い手・ノウハウ不足を解決し続ける人材基盤構築プロジェクト（代表：合同会社うさぎ企画）

【事業名】県境を超えた「産金官」が、すまい×なりわい×コミュニティを横断し、担い手不足を解決し続ける人材基盤構築の調査事業

④ 鳥取県米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町

【PF名】鳥取県西部地域官民連携プラットフォーム

（代表：鳥取県西部地域振興協議会事務局（米子市））

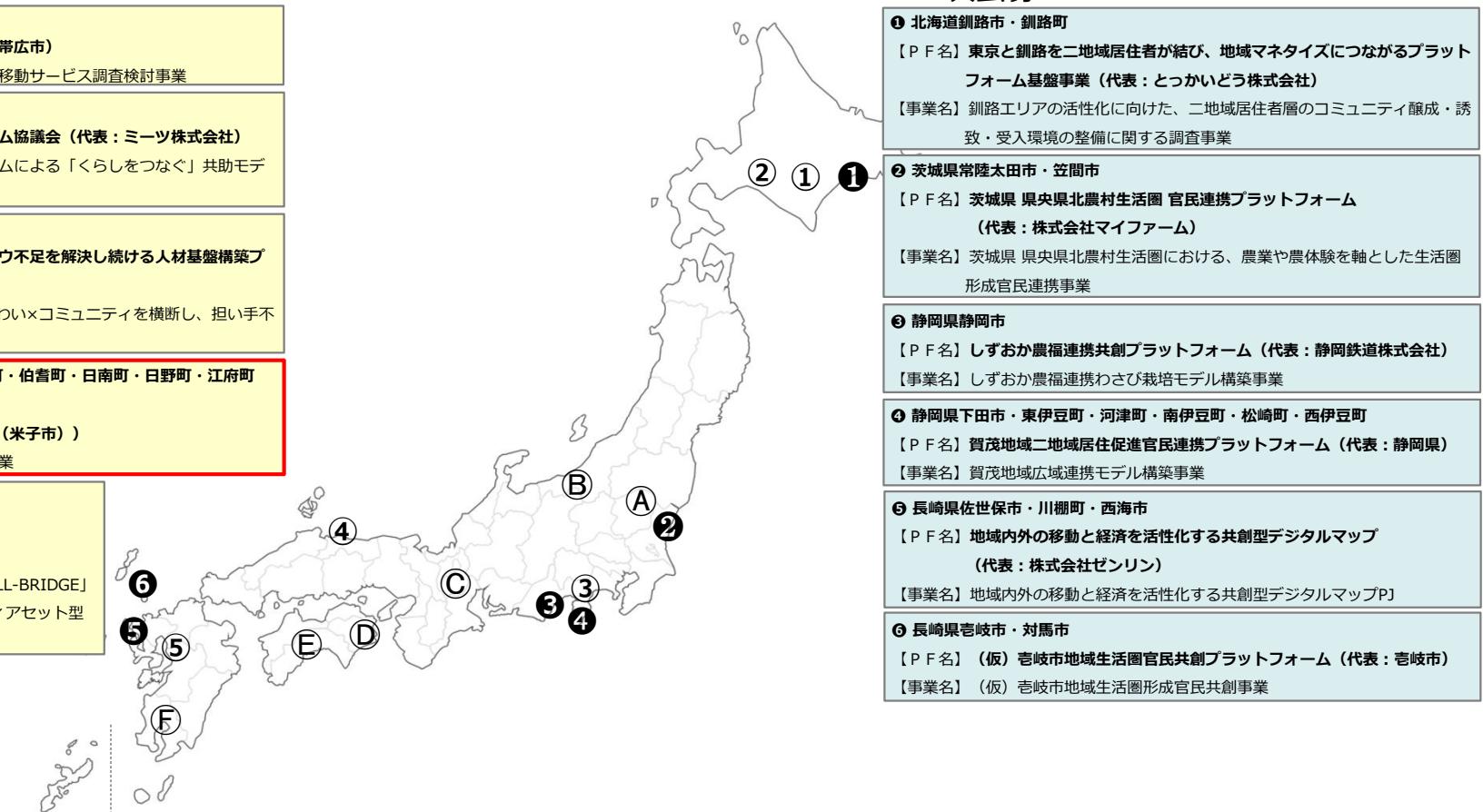
【事業名】鳥取県西部地域における地域生活圏形成事業

⑤ 熊本県荒尾市

【PF名】有明沿岸+市民アライアンス

（代表：一般社団法人のあそびlabo.）

【事業名】ウェルネス共創プロジェクト「ARAO WELL-BRIDGE」
～人・空間・想いを活かす、コミュニティアセット型
地域生活圏形成の挑戦～



■三次公募

Ⓐ 栃木県那須町・那須塩原市・大田原市

【PF名】官民連携地域生活圏プラットフォーム（代表：一般社団法人ナスコンバレー協議会）

【事業名】官民連携地域生活圏モデル事業

Ⓑ 新潟県妙高市・上越市・糸魚川市・長野県信濃町

【PF名】妙高・北信エリア官民連携プラットフォーム（代表：ペイシャンスキャピタルグループ株式会社）

【事業名】地域住民の移動環境の改善と新たな定住者、来訪者のニーズを満たす持続可能な公共交通サービス調査検討事業

Ⓒ 滋賀県守山市・湖南市

【PF名】びわ湖南部地域生活圏プラットフォーム（代表：一般社団法人co.shiga）

【事業名】びわ湖南部における地域生活圏の構築、課題把握及び解決プロセスの共創事業

Ⓓ 徳島県那賀町

【PF名】徳島県那賀町を核とした官民連携プラットフォーム（代表：株式会社メディアドウ）

【事業名】徳島県南地域における「ゆず×スポ」地域生活圏形成事業

Ⓔ 高知県仁淀川町・大豊町

【PF名】巡るよろしさ官民連携プラットフォーム（代表：NPO法人フレイルサポート仁淀川）

【事業名】巡るよろしさ連携事業～高齢者対策から高齢者施策へ(フレイルの概念を学び奮起する自律した大人の町の挑戦)～

Ⓕ 鹿児島県霧島市

【PF名】光来プラットフォーム（代表：株式会社IFOO）

【事業名】小規模駅街エリアにおける「暮らし」と「商い（観光）」の活性化へ向けた住民・観光ニーズの調査～霧島神宮駅前を調査区域として～

地域生活圏の事例：那須地域（栃木県）

人口：3市町合計20.7万人（大田原市6.8万人、那須塩原市11.6万人、那須町2.4万人）【R7.1.1時点】

面積：3市町合計1,319km²（大田原市354km²、那須塩原市593km²、那須町372km²）【R7.1.1時点】

現状・課題

- 観光地・別荘地で、外部人材の流入はあるものの、その外部人材と地域とをつなぐ仕組みがなく、地域活動にコミットする関係人口化が不十分。
- 高齢化と少子化が進展し、地域全体での社会福祉や教育のあり方について対応が急務。
- 農畜産業従事者の高齢化・担い手不足が進行。空き家・空き地、農地・森林等の地域資源の維持・利活用が困難。



栃木県

取組

- 民間主導で、「一般社団法人ナスコンバレー協議会」を設立（2021年）。
 - ・パートナー及び会員総数103社（2026年1月時点）（主に民間企業）、予算規模約3,000万円（会員企業が会費を拠出（企業版ふるさと納税を活用可能））。
- 対話・ワークショップ等を繰り返し、産官学民の多様な参加者と当該地域の理想の未来像（アジェンダ）を共創。
- アジェンダに基づき、地域/地域外の関係者により現在約60のプロジェクトが進行中。（2026年1月時点）



一般社団法人ナスコンバレー協議会と関係首長
(設立当時)

●孤独・孤立対策 ((一社)えんがお)

- ✓高齢者、子ども、障害者などあらゆる人の居場所と役割づくり
- ✓地域の空き家を積極的に活用することで、コストダウンを図りサービス提供



●農業 ((株)next agri work)

- ✓若手米農家が、ICT技術を活用した営農マニュアルにより新規就農を支援
- ✓耕作放棄地を活用し、農地荒廃を防止
- ✓都会人向けの農業体験による農村関係人口の創出も目指す



R7地域生活圏形成リーディング事業での支援内容

- 地域の関係者による事業の広域展開、外部人材と複数の地域の関係者との連携事業を、官民一体となって企画・実証し、地域課題の更なる解決に取り組む。

- 単独自治体で実施している高齢者福祉プログラムを、那須エリアの他自治体で実証することを通じた、広域展開の可能性検証
- 地元農家と連携し、観光者・二地域居住志向者向けに農業就労・食事体験を提供することによる、外部人材の関係人口化検証

地域の関係者が地域の未来像を議論した上で、各関係者が外部人材や地域資源を活用しつつ連携を深め、地域生活圏の形成を目指す。

地域生活圏の事例：鳥取県西部地域（鳥取県）

人口：2市6町1村合計22.4万人（米子市14.4万人、境港市3.2万人、日吉津村0.4万人、大山町1.5万人、南部町1.0万人、伯耆町1.0万人、日南町0.4万人、日野町0.3万人、江府町0.2万人）【R7.1.1時点】

面積：2市6町1村合計1,208km²（米子市132km²、境港市29km²、日吉津村4km²、大山町190km²、南部町114km²、伯耆町139km²、日南町341km²、日野町134km²、江府町125km²）【R7.1.1時点】

現状・課題

○人口の流出と地域経済の衰退が進行。地域の会社が地域の行政と一緒に経済循環を興すことが求められる。そのためには1,000億円/年（※）に及ぶ電気代の地域外流出の抑制が課題。
※ローカルエナジーが会社設立時に鳥取県を対象として試算した金額。

○昨今の多様化・複雑化する地域課題を解決し持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域の多様なセクターと連携した施策立案から社会実装までの仕組み及び人材の育成が課題。



鳥取県

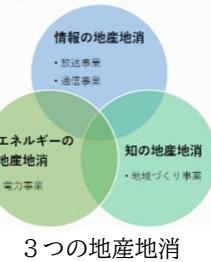
取組

○「**(株)中海テレビ放送**」（鳥取県西部の2市6町1村を業務エリアとするケーブルテレビ会社）が「**3つの地産地消**」をキーワードに、放送・通信のほか複数の事業を展開することで、営利活動で得た利益や知見・ノウハウを地域づくり事業に還元し、**地域貢献と経済的な持続可能性を両立**。

○「エネルギーの地産地消」に向け、電力小売事業等を行う「**ローカルエナジー(株)**」を設立（2015年）。
・中海テレビ放送含む地元企業5社、米子市の出資により設立（のちに境港市も出資）した地域新電力会社。
・地域内でのエネルギー地産地消を推進し、エネルギー購入費用の**地域外流出の抑制**と**地域内での資金循環**を実現。

○「**知の地産地消**」に向け、地域づくり事業を行う「**Chukai Tri-Sector Lab**」を発足（2023年）。

・公共・民間・市民社会の3つのセクターの枠を越えて協調・共創を推進する**地域シンクタンク**。
・日野町内のリノベーションした旧小学校を拠点とした地域課題解決等への取組。
・事業構想大学院大学と提携し、地域課題を起点の一つとした事業構想人材の育成プログラムを地元企業に提供。
・鳥取県、米子市、境港市、南部町、日野町とEBPMに基づく少子化対策事業の立案及び事業立案を通じた人材育成を目的としたワークショップを実施。



日野町リノベーションLab



少子化対策検討モデル事業

R7地域生活圏形成リーディング事業での取組内容

○県・2市6町1村の行政組織「鳥取県西部地域振興協議会」との連携の下、広域にわたる持続可能な生活サービスの実装に取り組む。
●幸福度調査による住民ニーズ把握 ●官民連携による生活サービスの設計・実証・検証 ●地域生活圏形成に向けた継続的な推進体制の構築

鳥取県及び鳥取県西部の市町村と地域の社会基盤のハブであるケーブルテレビ会社等が**地域生活圏の形成**を目指す。

【R7補正・R8当初案】地域生活圏形成リーディング事業

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**主体の育成が急務**である。その際には、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点を踏まえることが必要になる。
- 「地域生活圏形成リーディング事業」では、「**地域生活圏**」の形成に資する先導的な取組や人材育成に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される**主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進する。

1. 先導的な取組への支援

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる事業に対し支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会

【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費等）

【支援額】

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1／2
 - ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2／3
- ※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」

2. 人材育成への支援

- 地域生活圏の形成に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業に対し支援を行う。

【支援対象事業者】

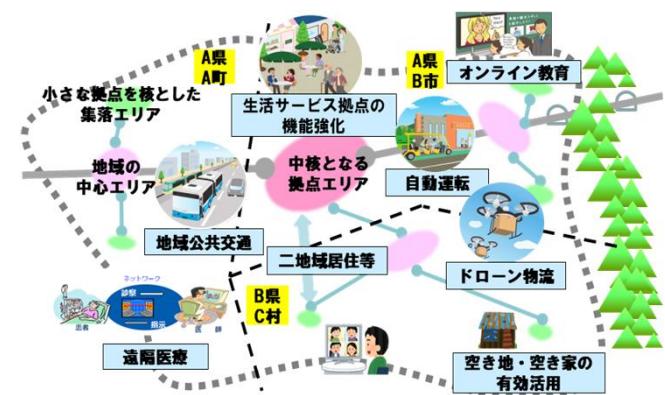
都道府県・市町村、民間事業者

【支援対象経費】

地域課題の解決に取り組む人材育成に関する取組実施経費

【支援額】

定額（上限500万円）



地域生活圏の形成イメージ

事業の成果報告会及びシンポジウムの開催予定について

- 今年度、先導的な取組を実施した17団体から取組成果を報告していただくことにより、各地域に共通する具体的な課題や対応方策等について把握し今後の施策展開に活かすとともに、取組団体相互での事業の理解を深め、今後の取組の更なる推進につなげること等を目的として、取組成果の報告会を開催予定。
- また、同日に、地域生活圏の認知拡大と、新たに取り組む事業者の創出等を目的として、事業者や自治体等を主なターゲットとした公開シンポジウムを開催予定。

地域生活圏形成リーディング事業の成果報告会（案）

日時：令和8年3月25日（水）午後（関係者限りで開催予定）

目的：各地域の共通課題と対応方策等の把握、取組団体相互の事業の理解促進と取組発展等

概要：各取組団体から説明後、国土交通省から講評を予定

シンポジウム（案）

日時：令和8年3月25日（水）午後（NewsPicksで告知・配信し、公開で開催予定）

場所：TODAホール＆カンファレンス東京（中央区京橋一丁目7番1号 TODA BUILDING）

目的：地域生活圏の認知拡大、新たに取り組む事業者の創出等

ターゲット：事業者、自治体等

概要：地域が抱える課題を取り上げ、その処方箋となる地域生活圏を形成することの意義や、地域生活圏の形成がそれらの課題をどのように解決に導くのか等について、有識者、事業者、著名人等を交えたトークセッション等を行う予定

資金や人材を呼び込む環境整備について

- 資金や人材を呼び込む環境整備として、「地域生活圏官民コンソーシアム」を設置し、地域生活圏の形成に取り組む民間事業者や自治体、金融機関等による意見交換を行うとともに、地域生活圏における「社会的インパクト」を可視化する手法について検討を進める。

地域生活圏官民コンソーシアム

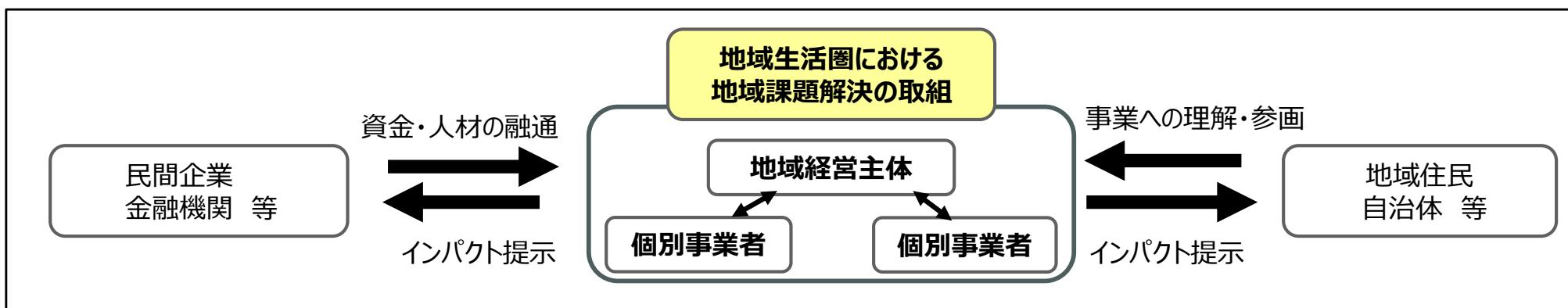
- ・ 当面の活動として、地域生活圏形成リーディング事業の採択地域などで地域生活圏の形成に取り組んでいる関係者（民間事業者、自治体、金融機関等）の参加を中心とした官民の意見交換会を開催。社会的インパクトの可視化など、各地域に共通する具体的な課題の整理や対応方策等について、官民で意見交換を行うことによって、地域課題解決の加速を図る。

相互に連携

社会的インパクトの可視化

- ・ 資金調達の円滑化や地域の関係者の理解・参画を促すため、地域課題解決の取組の結果として生じた社会的インパクト（※）の可視化について、有識者検討会を設置し、内容を検討する。検討に当たっては、現地実証を行うとともに、結果をガイドンスに取りまとめる予定。
(※) 短期・長期の変化を含め事業や活動の結果として生じたアウトカム（変化・効果）

<社会的インパクトの活用イメージ>



各種閣議決定計画における記載

【地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（令和7年12月23日閣議決定）】

第3章 政府が講すべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第5節 アウトカムに貢献する主な施策の推進

2. 豊かな生活環境

D. 地域の暮らしの満足感向上

n. 持続可能なまちづくり

(1) 地域住民等が主導した地域の拠点形成及び拠点の運営体制構築の推進

⑤地域生活圏の形成

日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供されるため、日常の生活や経済の実態に即した圏域に着眼した「地域生活圏」を中心に、地方創生に資するファンド等の活用による民間投資の呼び込みを含めた資金調達支援や地域における信用・信頼付与等、地域課題解決に取り組む民間事業者※¹の活動を支援するための新たな制度の構築に取り組む。

(主な事業)

- ・地域課題解決に取り組む地域経営主体への支援
- ・地域生活圏の形成を促進する環境整備の検討

※ 1 社会性（地域課題解決）と経済性（事業経営や地域経済の好循環）の両立を図りつつ、日常生活サービスの提供を横断的かつ長期的に担う民間の事業実施主体等。

4. 国の役割

(5) その他

⑤広域地方計画等に基づく「シームレスな拠点連結型国土」の実現

地元経済界等の民間主体と行政が有機的に連携し、各地域が有する文化・産業等の地域資源の強みを最大限いかす「シームレスな拠点連結型国土」※²の実現のため、広域リージョン連携の枠組みとも結合しながら、都道府県域を超える広域圏内外の交流・連携を図るため広域地方計画の策定を進める。「地域生活圏」を中心とした全国各地の地域課題の解決を図る新たな枠組みとも連動しつつ、こうした広域地方計画等に基づく広域的なプロジェクトをハード・ソフト両面から支援する。

【骨太の方針2025（令和7年6月13日閣議決定）】

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

(2) 地域における社会課題への対応

(持続可能で活力ある国土の形成と交通のリ・デザイン)

持続可能な国土形成に向け、地域生活圏※を基本として、各種サービス機能の集約拠点の形成と国土全体の連結強化を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。

※ 生活に必要なサービスが持続的に提供される、日常の生活や経済の実態に即した圏域。